

# 福岡県公報

平成二十三年十月三日  
第三千三百十一号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第千六百五十六号)

○収納代理金融機関の指定の一部改正

(会計管理局会計課) ……………一

## 告 示

福岡県告示第千六百五十六号

収納代理金融機関の指定(平成五年一月福岡県告示第二十一号)の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成二十三年十月三日

福岡県知事 小川 洋

一の表収納代理金融機関名の欄中

「伊予銀行」 「伊予銀行」

を 北九州銀行

に改める。

南日本銀行」 南日本銀行」